

上場投資信託の信託約款変更のお知らせ

平成 27 年 3 月 23 日

各 位

管理会社名 ワールド・ゴールド・トラスト
サービスズ・エルエルシー
(管理会社コード 13264)

代表者の 最高財務責任者
役職・氏名 サマンサ・マクドナルド
東京都港区赤坂一丁目

代理人の 12 番 32 号アーク森ビル
居所又は住所 西村あさひ法律事務所

代理人の
役職・氏名 弁護士 伊東 啓

連絡先 西村あさひ法律事務所
担当者氏名 弁護士 柳瀬 ともこ
電話番号 03-5562-8500

SPDR®ゴールド・トラスト（以下「本信託」といいます。）のスポンサーとしての当社と、受託者としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロンは、平成 27 年 3 月 20 日付で、本信託の 2004 年 11 月 12 日付信託約款（その後の変更を含み、以下「信託約款」といいます。）の第 5 修正を締結いたしました。

信託約款の第 5 修正による変更は、本信託の純資産価額を決定する際に、従来の「ロンドン金値決め」に代わり、ロンドン貴金属市場協会（London Bullion Market Association）が採用する新しい金価格（以下「LBMA 金価格」といいます。）によって、本信託の純資産価額を決定することに関するものです。この変更は、これまで「ロンドン金値決め」を管理してきたロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド（The London Gold Market Fixing Ltd.）が、平成 27 年 3 月 19 日の営業終了時をもって、「ロンドン金値決め」の管理を止めることが公表されたことに伴って、行われます。LBMA 金価格は、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション（ICE Benchmark Administration）によって管理されます。

「第 5 修正」による信託約款の変更は、平成 27 年 3 月 20 日より発効いたします。

別紙 1. 信託約款の第 5 修正（和訳）

別紙 2. 信託約款の変更のお知らせ（和訳）

以 上

[訳 文]

SPDR® GOLD TRUST

2004 年 11 月 12 日付

信託約款

2015 年 3 月 20 日付第五修正

この 2015 年 3 月 20 日付修正(以下「本修正」という。)は、World Gold Trust Services, LLC (以下「スポンサー」という。)を SPDR® Gold Trust (以下「本信託」という。)のスポンサーとし、The Bank of New York Mellon (以下「受託者」という。)を本信託の受託者として 2004 年 11 月 12 日付で締結された本信託の信託約款(随時の修正を含み、以下「本信託約款」という。)を修正するものである。

受託者は、各営業日に、1 オンスの金価格の 1 日 2 回の値決めのうち、英国ロンドン時間午後 3 時に開始し、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(London Gold Market Fixing Limited.)のメンバーによりロンドンにおいて実施される午後の回(以下「ロンドン午後金値決め」という。)、またはロンドン午後金値決めが利用できない場合には、直近のロンドン午前もしくは午後の「値決め」(以下「ロンドン金値決め」という。)を基準にして、本信託が保有するかまたは受け取るべき金の価値を決定していた。

ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)(以下「LBMA」という。)は、①ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(London Gold Market Fixing Limited.)が、2015 年 3 月 19 日付でロンドン金値決めを廃止すること、②ICE ベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、LBMA により、2015 年 3 月 20 日からロンドン金値決めの代替となる金価格(以下「LBMA 金価格」という。)の事務代行者に選任されたことを発表した。

受託者およびスポンサーは、①本信託が保有するかまたは受け取るべき金を評価するために、ロンドン金値決めを LBMA 金価格と入れ替えることについて規定し、②かかる入替えに対応する変更を施すべく、本信託約款を修正することを希望している。

本信託約款第 10.01 条は、関連する部分において、スポンサーおよび受託者が、「瑕疵または矛盾がある可能性のある本信託約款の規定についてあいまいさの解消または修正もしくは補足を行うため、また本信託約款によって発生した問題または疑義に関連して、スポンサーが誠実に判断するところにより受益的所有者の利益に対して重大な悪影響を与えないような規定を定めるため」に本信託約款の修正を行うことができる旨を定めている。

本修正を本修正の当事者および受益的所有者に対する法的拘束力を有する有効な証書とする

ために必要な条件および要件は全て充足されている。

従って、スポンサーおよび受託者は以下の通り合意する。

1. A. 本信託約款第1章の「評価時刻」の定義は、本書により以下の通り読み換えられる。
評価時刻

任意の営業日において LBMA 午後金価格が発表される時刻、または当該営業日に LBMA 午後金価格が成立しないか、LBMA 午後金価格が当該営業日のニューヨーク時間で午後 12 時までに発表されない場合には、ニューヨーク時間の午後 12 時

- B. 本信託約款第1章の「ロンドン午後金値決め」の定義は、本書により削除される。
- C. 以下の新規の定義である「LBMA金価格」および「LBMA午後金価格」が、本信託約款第1章に追加される。

LBMA金価格

LBMA によりロンドン金価格の事務代行者に選任された、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)、またはその後任のロンドン金価格の事務代行者により決定された、英国ロンドン時間午前 10 時 30 分時点または午前 10 時 30 分頃、および午後 3 時時点または午後 3 時頃の 1 オンスの金価格

LBMA午後金価格

LBMA によりロンドン金価格の事務代行者に選任された、ICE ベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)、またはその後任のロンドン金価格の事務代行者により決定された、英国ロンドン時間午後 3 時時点または午後 3 時頃の 1 オンスの金価格

- D. 本信託約款第3.07条第3段落の最後の文章は、本書により以下の通り読み換えられる。

売却注文後の次のLBMA金価格において行われた売却取引についてのみ、カスタディアンも購入者となることができる。

- E. 本信託約款第4.01条は、本書により以下の通り読み換えられる。

各営業日の評価時刻において、受託者は、本信託が保有するかまたは受け取るべき金の価値を、評価が行われる日の LBMA 午後金価格を基準にして、またはかかる日において LBMA 午後金価格が成立しないかまたは評価時刻まで発表されなかった場合には評価時刻より前の直近の LBMA 金価格を基準にして決定するものとする。ただし、受託者が、スポンサーとの協議の上、当該価格が評価の基準として適当ではないと判断する場合にはこの限りではない。受託者およびスポンサーが LBMA 午後金価格または直近の LBMA 金価格が評価の適切な基準ではないと判断した場合、受託者が採用すべき代替となる評価基準を指定するものとする。受託者およびスポンサーのいずれも、LBMA 午後金価格または直近の LBMA 金価格が本信託が保有するかまたは受け取るべき金の評価の基準として適当ではないと決定したこと、また

は代替となる評価基準の決定について、これらの決定が誠実になされる限り、いかなる人に対しても責任を負わないものとする。購入請求により交付される金は、その購入請求日の翌営業日から評価に含まれるものとする。解約請求により交付される金は、その解約請求日の翌営業日以降の評価から除かれるものとする。

2. 本修正により修正される事項を除いて、本信託約款は修正されないものとし、完全な効力を有するものとする。
3. 本修正についての書面通知(別紙様式による。)は、本信託約款第 10.01 条(b)の定めに従い交付されるものとする。
4. 本修正で定義されていない大文字表記の語は、本信託約款でかかる語に与えられた意味を有するものとする。
5. 本修正は、任意の部数の副本により作成することができ、各副本は、作成および交付された時に、原本とみなされるものとするが、その全てが全体として単一かつ同一の修正を構成するものとする。
6. 本修正は、冒頭記載の日から発効するものとする。

[以下署名頁]

上記の証として、スポンサーおよび受託者は、本修正を冒頭記載の日付で、適式に作成および交付した。

World Gold Trust Services, LLC

スポンサー

署名：[署名] _____

氏名 サマンサ・マクドナルド

役職 最高財務責任者

The Bank of New York Mellon

受託者

署名：[署名] _____

氏名 トマス・オドネル

役職 マネージング・ディレクター

[SPDR® Gold Trust 信託約款第五修正の署名頁]

SPDR® Gold Trust

信託約款の修正に関する通知

2015年3月20日をもって、本信託約款は、本信託の金を評価するために本信託により利用されていた金価格を変更すべく、修正されました。従来、本信託の受託者は、各営業日に、1オンスの金価格の1日2回の値決めのうち、ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(London Gold Market Fixing Limited.)のメンバーによりロンドンにおいて実施される午後の回で得られる金価格を利用して、本信託の金の価値を決定していました。

ロンドン貴金属市場協会(London Bullion Market Association)(以下「LBMA」という。)は、①ロンドン・ゴールド・マーケット・フィクシング・リミテッド(London Gold Market Fixing Limited.)が、2015年3月19日付でロンドン金値決めに廃止すること、②ICEベンチマーク・アドミニストレーション(ICE Benchmark Administration)が、LBMAにより、2015年3月20日からロンドン金値決めの代替となるロンドン金価格(以下「LBMA 金価格」という。)の事務代行者に選任されたことを発表しました。

本信託約款のかかる修正は、①本信託の金を評価するために、ロンドン金値決めに新しいLBMA 金価格と入れ替えることを規定し、②かかる入替えに対応する変更を施しました。

この通知は、本信託約款の定めに従い交付されます。SPDR® ゴールド・シェア(SPDR® Gold Shares)の所有者によるいかなる行為も必要ではありません。

The Bank of New York Mellon

受託者